

「モラルハザード」の両義性

「事故米」報道は何を伝えたのか (2)

戸 倉 恒 信

(台湾大学歴史学研究所博士課程)
Tokura Tsunenobu二、安全に満ちた不安を
必要とする社会

「事故米」の流通報道において、報道する側の知識の空洞化が露呈されてゆくのは、九月十一日、当時の農水大臣であった太田誠一氏が衛星放送の番組収録で、「汚染米から検出されたメタミドホスは」低濃度で、人体への影響はないと自信をもって言える。だからあまりじたばた騒いでいない」と語ったことを問題化したことに始まる^⑩。農相のこの発言には「汚染米」という概念をも

って、事件構成のメカニズムを理解することのできる思考の契機が存在していたにもかかわらず、各紙は申し合わせたかのように足並みを揃えし「転売先の情報公開が不十分だ」と「販売先の情報公開が不十分だ」との批判が強く、事態を軽視しているともとれる発言がさらなる反発を招く「可能性」を示唆し、実際にそういう「可能性」を報道の事実として報じていったのである^⑪。この異様とも言える、場の雰囲気を最大限に利用した「可能性」報道では、各紙は農水相の発した「汚染米」というキーワードを捉えることなく、「じた

ばた騒いでいない」という単語使用への批判を十九日の辞任まで執拗に繰り返したのである。大臣の責任問題へと発展させてゆく過程で、自らの把握できていない知識が何なのかを世間に露呈させることになろうとは知らずにである。ちなみに、この「メタミドホス汚染米」の産地が「中国」であったことは、特筆しておく意味はあろう。

ここでは、二〇〇六年五月にポジティブリスト制度が施行されるに際し、制度そのものの問題構造を指摘していたオピニオン記事『記者の

目』の存在が、知識の空洞化の実証根拠となる。即ちそれは、小島正美氏が制度施行の翌日に出された四、五百字程度の論評であるが、そこに凝縮されている問題提起に照らせば、農水相の発言には、「額面どおり」に受け入れるべき知識が存在したことがうかがい、普通の日本語を理解できる記者や市民の代表ならば把握できたはずなのである。

ポジティブリスト制度では、基本的などの農産物でも人の健康を損なう恐れのない量として、一律

基準の〇・〇一 μm (μm は百万分の一)が適用される。ただし、動物実験などで科学的データのそろった農業は一律基準とは別に独自の残留基準値が定められている。この残留基準値は農薬の毒性や使用実態などに基づいて決まる。

(中略)

一律基準の〇・〇一 μm は、一グラムの中に一億分の一gの農薬が含まれる超微量の濃度だ。マグロにはその十倍以上の水銀が残留するし、主食の米にも〇・一 μm 程度のカドミウムが含まれる。食べても健康へのリスクが極めて低いため、ちゃんと流通しているが、今度のポジティブリストはこうはいかない。〇・〇一 μm という厳然たる数値が、たとえ科学的なデータがそろっていないにせよ、れっきとした基準値になっているからだ。

(中略)

今後、注目したいのは農薬の残留検査をする都道府県がいつ、どういうタイミングで違反事例を公表するかだ。単に違反を公表すれば、農産物の廃棄だけで済まず、産地のイメージまで悪化し、風評

被害が生じる恐れは十分にある⁸⁾。

この『記者の目』は、導入される新制度が今後において包摂してゆく問題の構造を的確に指摘していたという点で、少なくとも現行制度がそのままの形で存続し続ける限り、使用できる視点を提出している。つまり、事故米「転売」の問題ではなくして、「汚染米」という概念を捉える際、書き手に如上の知識さえ備わっていれば、少なくとも今回検出されたメタミドホスは制度的に一律基準に囲い込まれたものすぎず、「じたばた騒ぐ」必要のないことぐらい理解できたのである。できて当然なことが、できないのは職業人らしくない。例えば、九月十一日の『産経新聞』では、メタミドホス検出の米について、一方で平成十八年五月に食品の残留農薬などの規制が強化されたことに伴い、これまでは流通していた大量の米が事故米になった⁹⁾ことを報じておきながら、他方で三笠フーズの宮崎顧問による「水にぬれた事故米は臭くてとても食用にならないが、農薬米は別物」だという談話を引用し、該社の「農

薬汚染に対する危険性の認識の違いが不正の背景にある」と結論づけている¹⁰⁾。理解に苦しむのは、では一体、誰と誰のメタミドホス「汚染」に対する危険性の認識が「どのように違うのだろうか。〇・〇一 μm の基準に囲い込まれた食品の制度的違反性が、そのままヒトへの危険性の度合いを表しているともいうのだろうか。明らかにこの記事の書き手は、転売を成立させる「不正」行為と、残留農薬に対する「危険」認識とを恣意的に混同させ、問題を必要以上に事件化し、それが当然であるかのように報じている。

そもそも「新聞」は、「汚染米」が「事故米」へと転換する契機となった汚染物質の「検出」を報じるのであれば、「メタミドホス汚染米」とは制度が造成した問題の典型例であったことを、事件の構成される基礎知識として報じておくべきであろう。そしてこの種の「危険」認識を、社会制度の「内部」の問題として受け止める自覚がありさえすれば、場の雰囲気を最大限に利用した如上の「可能性」報道ではなく、少なくとも「事故米」に転換した「汚

染米」を、「加工米」に転用してゆけるような「可能性(即ち「制度改訂」の方向性)」を少なくとも紙上で模索できたはずである。『新聞』の国際欄では、世界的な食糧需給の逼迫を懸念しつつ、年間千九百万tに及ぶとされる日本の食品廃棄物を事件化できるだけの問題意識が備わっていないが、国内問題としてのメタミドホス米の処分法については、意識できて当然のことが何故為されなかったのか、自己欺瞞とはこういう意識構図を指している用語ではないのだろうか¹¹⁾。

ところで、「事故米」の転売というカテゴリーの下では、昨年九月のうちに「風評被害」を受けたとする流通先の企業が、転売業者を相手取って訴訟を起こしている¹²⁾。しかし「単に違反を公表すれば、農産物の廃棄だけで済まず、産地のイメージまで悪化し、風評被害が生じる恐れは十分にある」という注意喚起を、あの会見の空間において、また実際のリスト公表の日まで忘却した各紙の社会的責任が全く不問であってよいはずはない。九月十六日、結局農水省は総理大臣からの指示を受け入

れ、皮肉にも流通先リストを「単に公表する」という苦渋の決断を行ったのである⁷⁰。しかし、この「九月十六日」を一つの「状況」(situation)というカテゴリーにまで高めるだけの成熟度は、残念ながら日本のメディア社会には存在しなかった⁷¹。緊張感を欠く社会においては、人々は実質的な意味が不明であるコトバを、何の疑問も感じず、競って使用してゆくようである。

こうしてリストの公開から大臣の辞任という流れを振り返ると、大臣の発言に騒いだ書き手は、一方で農水省が転売先を「把握していない」ことを問題にし、他方で農水省が「把握している」安全情報を問題化するという事件創出の循環構造が浮上する。考えるべきことは、「消費者の不安を解消するため」という目標に必要となるのは、第一義的には「一律」という概念へ囲い込まれた食品を、「消費者」が自主的に精査してゆく知的適及作業であり、その認識過程が本来其処にあるべきはずのトレーサビリティではないのか、ということである⁷²。相対的である基準値の存在を「相対的」な視点か

ら捉えようともせず、制度導入の時点で「単に違反を公表する」ような行為に対し、如上の『記者の目』は注意喚起をしていたにもかかわらず、各紙がメタミドホスの検出情報を受け、「じたばた騒いでいない」というコトバに批判を集中させることのできた理由とは一体何だったのか。このことについて新聞社は、執拗にリスト公開を迫った書き手側の論理と共に、「消費者の不安を解消するため」に自主的に精査すべきである⁷³。

例えば、リスト公表の翌日(十七日)、『新聞』には「同(農水)省はこれまで同意の得られた会社だけ公表していたが、食の安全を最優先し全てを公表した」⁷⁴のだと報じる一方、同日に奈良県の米穀販売会社社長が自殺したと報じられれば⁷⁵、消費者相が「風評被害を少しでも食い止めるために(流通先の)公表は必要だった」と釈明し⁷⁶、また他方で農水相は国会の答弁で「流通先業者のすべての名前を公表して、菓子メーカーなどに二次的被害が続出したことについて」「消費者の食の安全に対する不安を招いたことは責

任を痛感しております」⁷⁷と語ったと記されている。よく見ると、これでは法的な手続きも、また論理的な対話も通過されず、単に「食の安全」や「消費者の不安」といった意味的制限のない用語の羅列さえ行っておけば、とりあえず人・物・事は右にも左にも、ただその場の空気の赴くままに処分されてゆくことを意味するだけではないのか。食の安全を最優先すれば、食の安全に対する不安が招かれ、自殺者が出るのである。こういう場の流れを重んずる言

論社会においては、発話者個人の精神的主体性などは俎上に載るはずはない。結果として、翌十七日『毎日新聞』はリストの「公表に同意していなかった小規模業者らは「国のやり方はあんまり」と怒りをあらわにした」⁷⁸と報じる一方、同『社説』ではこの変わり始めた「状況」を察してか、「農水省は十六日になって流通先リストを公表した。これまで判明した給食、食品加工関係のほか、外食産業も含まれ、影響は大きい。不安を一掃するには公表が遅きに失する」⁷⁹といった布石を打っている。しかし、記者の要求に迎合し

た「国のやり方」は当然ながらも、これまで執拗にリスト公表を迫ってきた記事の書き手が、それへの自省を記事にしないのはあまりにも無責任ではないのか。そもそも「事故米」転売事件の発覚後、こういう二次的状況を生産したのは誰であり、そしてリスト公表に同意しなかった業者の判断根拠が一体何だったのかを精査しておくことは、昨今言及される「消費者行政」の基本的な問題認識作業ではないのか。

根本的に必要とされるのは、「食の安全」や「消費者の不安」という用語とは、人・物・事の「全体的なイメージ」を腑分けさせないよう、つまり非論理的な言説を合理的な判断根拠に仕立てあげるべく、フェアな議論の場すら消去してしまう用語に過ぎないという問題意識である。その場に充滿している全体的なムードが「モラル」を語らせ、そこから本来負うべき以上の責任を、ある一箇所へ負わせてしまったのはなぜかと問うことで、この視点の妥当性は立証されるはずである。これらの用語を実体的に語ってしまえる主体とは、常に漠然とした誰かの代弁者で

ある。しかし、『新聞』紙面のいずれの空間にも、読者の心的過程を第一線にまで動員した、その「自省」の対象としての当事者責任だけは、いつまでたっても著わされることはないのである。意味的限定のない用語が宙を舞う空間では、的を得ている言論が「言論」としての吟味対象とはならず、たった一つの目的をもって「全てを」処分の対象へと包摂してゆく精神活動が合理化し

てゆく。一つ例を挙げよう。流通先リストの公開劇が一段落しはじめる九月二十四日になって、『原因は農水省』だと題した記事に現れた、識者である日和佐信子氏の発言の論拠はまさに検討に値する。即ち、「……消費者の不安を解消するためにも、汚染米混入の食品が健康にどれだけ影響あるのか逐一公表するとともに、混入の恐れのある商品を全て公

表すべき」¹⁶⁾なのだそうである。この言説を俎上に載せた『新聞』側と、こういう情報を発信する識者との間には、先の流通先リストの公開劇がいかなる「用語」を伴わせて展開し、そしていかなる非論理的な結末を招いていたのか、という二次的被害発生への原理認識など行わないう、というコンセンサスが存在していた。言うまでもなく、ここでは第三次的被害の発生を予見する新たなリスト公開要求論が何の躊躇もなく展開されているのである。危惧すべきことは、自らが使用する「汚染米」という概念を、意味の次元では「事故米」と連続させ、そしてお上に対して、そういう恐れのある部分にまで踏み込ませてしまおうとする思考法である。少なくとも識者であるならば、「汚染米」の混入していない米穀商品など現世に存在しないことを知らないはずはなく、また発話者自らが「消費者の不安」の範囲を画定できないにもかかわらず、それを構成させる「恐れのある」物質を画定することなど不可能なことぐうら思考できで当然ではないのだろうか。意味的限定のない用語の羅列は、「汚染」へのイメージが、発話者自らの言論プロセスで容易に膨張し、そして必然的にその「恐れのあるもの全て」を認識の対象に収めようとするのである。しかし、論述の手順から言えば「汚染米」ではない米の存在範囲を、まずご自分で先に限定されてからそういう要求をされるのが筋である。このように、物事への「限度」に対する自覚なき思考法が全く問題化されない社会、それが危惧すべき日本の現実だといえまいか¹⁷⁾。そして仮にこれが「情報化」の極度に発達した二十一世紀の日本において、現実に関与されている文明要求論なのだとすれば、如上の史料を根拠にして「食の安全を優先すると、消費者に食の安全への不安を招く」という思考命題を提出しておく意味はあるはずである。

政府は、事故米を、二度と流通させません。

今回の事故米の問題については、多くの方々にご心配・ご迷惑をおかけしました。政府は、内閣府にチームを設け、情報の公開、流通経路の解明、再発防止策の確立などに向けて、各府省連携し一体となって全力で取り組んでまいりました。その結果について、以下のとおりご報告いたします。

1. 残っていた事故米はすべて回収され、市場には一切、流通していません。

農林水産省では、先月末までに事故米の流通経路を可能な限り解明しました。残っていた事故米は、市場からすべて回収され、政府保有のものは焼却処分を始めています。

2. 事故米による健康被害はこれまでにありません。

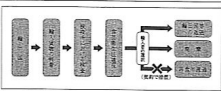
自治体及び農林水産省等では、事故米や事故米を原料とした食品等について保健関係府省に個別の検査を行いまして、その結果、多くの事故米や食品等からは検出されませんでした。

●通常の食生活では、健康への悪影響は出ないと考えられます。食品衛生法の基準を超える量の汚染食品が検出された事故米も、食品安全委員会が行ったリスク評価によれば、これ食べても健康に影響が出る心配はありません。また、お弁当であるアツタキサンが検出された事故米は、すべて製造日に在りながら、農林水産省が行った評価の結果検出されませんでした。



3. 今後、食品衛生法上問題のある事故米一切国内に流通させません。

今回、事故米が検出されて提議した際は、食品衛生法上問題のある米を、終食用として国内に流通させていたことが主な原因でした。今後、食品衛生法上問題のある事故米を販売することや、輸出への返送や廃棄処分を行うことで、一切国内に流通させません。事故米が検出されて提議した問題の責任については、内閣府の有識者会議で検討のうえ、責任に区分します。



4. 事故米と知らずに加工・販売してしまった善意の事業者の皆さまに支援を行います。

農林水産省が行う経営支援対策の概要は、次のとおりです。
①緊急の回収・廃棄等に要した経費への補助
②事業者の業務から事故米の回収に要する経費の減少措置の補助
③経営安定のための運転資金の借入れを行った場合の年令の金利軽減
（協賛金融機関事業者等から借入れを行う場合、貸付条件の引き下げを適用）
④その他、農業者の食料加工品の信頼確保に関する普及啓発の取組、品質管理に係る企業研修も支援します。

政府としては、今回の問題の反省に立って、さらに消費者の安全・安心を最優先とする行政への転換を政府一体となって進めてまいります。

お問い合わせ先 お問い合わせにはどの窓口でも丁寧に答えたいです。
内閣府農林水産部消費者安全課 TEL:03-5553-3111 (F) http://www.daa.go.jp/ 内閣府食品安全委員会事務局 TEL:03-5261-9220 (夜のみダイヤル) http://www.fsc.go.jp/ 農林水産省畜産食料局消費政策課 TEL:03-3505-8111 (F) http://www.maff.go.jp/ 厚生労働省医薬食品局食品安全総務課長室 TEL:03-5263-1111 (F) http://www.mhlw.go.jp/

内閣府の「お詫び公告」 (毎日新聞2008年11月8日掲載)

米」という概念を、意味の次元では「事故米」と連続させ、そしてお上に対して、そういう恐れのある部分にまで踏み込ませてしまおうとする思考法である。少なくとも識者であるならば、「汚染米」の混入していない米穀商品など現世に存在しないことを知らないはず

は、また発話者自らが「消費者の不安」の範囲を画定できないにもかかわらず、それを構成させる「恐れのある」物質を画定することなど不可能なことぐうら思考できで当然ではないのだろうか。意味的限定のない用語の羅列は、「汚染」へのイメージが、発話者自らの言論プロセスで容易に膨張し、そして必然的にその「恐れのあるもの全て」を認識の対象に収めようとするのである。しかし、論述の手順から言えば「汚染米」ではない米の存在範囲を、まずご自分で先に限定されてからそういう要求をされるのが筋である。このように、物事への「限度」に対する自覚なき思考法が全く問題化されない社会、それが危惧すべき日本の現実だといえまいか¹⁷⁾。そして仮にこれが「情報化」の極度に発達した二十一世紀の日本において、現実に関与されている文明要求論なのだとすれば、如上の史料を根拠にして「食の安全を優先すると、消費者に食の安全への不安を招く」という思考命題を提出しておく意味はあるはずである。

十一月八日、内閣府は「事故米」流通に対する「お詫び公告」を『新聞』に掲載した。ただ奇妙なのは、この広告内にも、その前にも後ろにも、「汚染米」という概念構成そのものへの言及はなく、二〇〇七年に中国製品の「モラルハザード」を平然と語ることできた『新聞』にも、先に取り上げた小島氏の視点をもって、記者の事件認識そのものあり方を注意喚起するにも至ってはいない。ここに欠落しているのは「モラル」などではない、「思考」そのものである。

昨年十二月中旬、農水省はJAS法違反業者に対する改善指示や、業者名の「公表基準」を定めた指針を見直す方針を固めている。その内容は、まず…「違反の疑いがある業者が意図的に帳簿などの書類を捨てて偽装の隠れいを図った場合」と、もう一つは…「改善を指示された業者名を全て公表する」ということで、「取締りを強化するのが狙い」であるとされている⁸⁾。しかしここでは「違反の疑い」があることと、違反そのものの区別は公開を構成する重要なファクターにもなっていない。

つまり仮に、この公表基準を定めた指針の見直しに、事態発生の際のあらゆるものを認識の対象に収めることを方針に織り込んでいるのだとすれば、そこでは政府による心的な治安維持が市民生活の中に進行しているといえよう。

(次号へ続く)

参考文献

- (1) 工藤昭久『太田農相「じたばた騒がぬ」』、『毎日新聞』(二〇〇八年九月十三日)
- (2) 例えば、井沢元彦氏は「事故米」という用語について、「そもそも事故米などと言いだしたのは誰か」と問われ、それは「百回近くも立ち入り検査して、違反が発覚できなかった」として、「事故米」では「違反が発覚できなかった」とも「事故」で、「責任はなかった」と言うことになる⁹⁾として、「マスコミはこれを汚染米とよぶべきではないか」と提言されている。一見すると妥当に思われるこの提言には、「汚染米」という用語を制限なく使用すれば、事故米が主食米や加工米と並立しているカテゴリであって、これらの範疇間の「転売」が事件発生の本原理であることを見失わせるのである。換言すると、この論理では「風評被害」という問題圏の中で、物質の残留レベルに言及する必要性から、「汚染米」が提出される社会的意味を、この「汚染」という概念の中に再び埋没させてしまうのである。言うまでもなく「汚染米」という用語を額面どおりに捉えるなら、「非汚染米」をどういう根拠で画定するか、という論拠の提出も避けて通れないはずである。井沢元彦『「事故米」と呼ぶのはなぜ?』、『産経新聞』(二〇〇八年九月二十六日)
- (3) 小島正美『貴重な農産物廃棄の恐れ』、『毎日新聞』(二〇〇六年五月三十日)
- (4) 『いい米、全部買いたい』、『産経新聞』(二〇〇九年九月十一日)
- (5) 新聞掲載された政府広告によると、今回の「事故米」を「加工米」等へ転用するような旨味は全く通過されることなく、「残っていた事故米は、市場から全て回収され、政府保有のものは焼却処分を始めています」とされている。内閣府『政府は、事故米を、二度と流通させません』(二〇〇八年十一月八日)
- (6) 例えば、鹿児島島の西酒造は九月末、三笠フーズと該社社長、及び関連会社辰の巳を相手に、「事故米を食用加工米として流通させて風評被害を与えたとして約十九億円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こし」ている。大塚仁『西酒造が「三笠」を提訴』、『毎日新聞・夕刊』(二〇〇八年九月三十日)
- (7) 記事によると、「福田首相は十一日、太田農林水産大臣を首相官邸に呼び、流通経路など説明し、一週間以内をめどに業者を公表するよう指示した」とされている。『業者の公表 首相が指示』、『朝日新聞』(二〇〇八年九月十二日)
- (8) 「状況 (situation)」とこうカテゴリーと、具体的なアプローチについては、拙著『「基準値」論争は何を語ったか…「メラミン汚染」から考える』、『食品と科学』(二〇〇八年二、三、五月号)を参照。

(9) 農水省は昨年十一月、コメに対する履歴明確化の新法制定を打ち出している。しかし農水省は事故米の「転売」事件を「食品衛生上問題のある米を非食用として国内に流通させていたことが主な原因」であると認識し、「今後、食品衛生上問題のある米を販売することをやめ、輸出国への返送や廃棄処分を行うことで一切国内に流通させないとしたのではなかったのか。では何故今回の「転売」事件を受けて、更に「コメ」に対する流通履歴を明確化させる必要があるのか。その理由については「消費者の不安を解消する」こと意外、そして明確な根拠は提出されてはいない。つまり、非論理的な心的過程が「トレーサビリティ」というシステムを導入する「新法制定」の根拠となっているのである。

(10) 例えば、『産経新聞』の社説には「太田氏の事務所費計上等の問題を「想起」し、その上で、「汚染米問題でも「じたばた騒いでいない」などと当事者意識を欠いた発言が続き、厳しい批判をあびた」

と記載しているが、このことと「汚染米」認識との間に一体どのような知的関係があるというのか。主張「無責任体質の構造改めよ」、『産経新聞』（二〇〇八年九月二十日）

(11) 奥山智己、曾田拓『汚染米24都道府県に』、『毎日新聞』（二〇〇八年九月十七日）

(12) 『自殺した米穀業者 国産と説明し出荷』、『朝日新聞』（二〇〇八年九月十八日）

(13) 『汚染米流通経路 解明へ』、『産経新聞』（二〇〇八年九月十八日）

(14) 日下部聡『反省と釈明繰り返す』、『毎日新聞』（二〇〇八年九月十九日）

(15) 根本毅、高山梓『我々も被害者 一転公表に戸惑い』、『毎日新聞』（二〇〇八年九月十七日）また翌日に同紙は、「消費者の食の安全保障」を考へての公表だったが、

同省や各地の農政事務所には十七日、業者らの怒りの電話などが相次いだ」という叙述をしている。

中村かさね『農水省に苦情殺到』、『毎日新聞』（二〇〇八年九月十八日）

(16) 社説『汚染米転売 農水省の責任を厳しく問え』、『毎日新聞』（二〇〇八年九月十七日）

(17) 『原因は農水省』、『毎日新聞』（二〇〇八年九月二十四日）

(18) 過去に類似する思惟構造が制度化されたという歴史認識は必要である。「デモクラシー」という用語が、社会的な標語と化した「場」に於いて、日本では「普選法」と同時に「治安維持法」という機制が導入されている。日本が歴史的に通過しているこの「デモクラシー」とは、市民社会本来の意味からすれば「エセ」以外の何者でもない。仮に現在言われる「消費者」と「市民」とが、言い換え可能な人称代名詞であるとすれば、市民の不安を造成する「恐れ」のあるものを、果たして政府が「全て」において把握する必要があるのかは、如上の近代史的経験に照らし、「自治」という用語の意味を考へながら議論する余地は十分あるはずである。

(19) 奥山智己『違反業者 原則公表』、『毎日新聞』（二〇〇八年十二月十七日）

(20) 奥山智己『違反業者 原則公表』、『毎日新聞』（二〇〇八年十二月十七日）

導入の基本から審査までを分かりやすく解説

ISO22000 認証取得宣言

— 小さな会社だからこそ —

宮澤 公栄 (国際審査員登録機構・ISO22000主任審査員)



A5判、130ページ
定価2,100円(税込)

食品と科学社 TEL 03-3291-2081 FAX 03-3233-0478